

広島県告示第八百七十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、庄原市総領町の次の表の上欄に掲げる区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨及びこの効力の発生の日は当該字の区域について国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定による成果の認証があつた日とする旨、庄原市長から届出があつた。

平成二十二年十一月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

		上		下	
		欄		欄	
		山		耕	
		林		地	
		部		部	
		大字		大字	
		字		字	
五箇		五箇		五箇	
牛玄猪谷		井谷山		牛玄猪谷	
地		地		地	
番		番		番	
耕		山		山	
地		林		林	
部		部		部	
大字		大字		大字	
字		字		字	
岩滝山		紅暮日谷		野田山	
井谷山		井谷山		井谷山	
七九一、甲七九四の一、七九五の二、七九六、七九七、七九八の一、七九九の一、七九九の四、七九九の五、八三六から八三八まで、八四三、甲八四五、乙八四五、八四六の一、八八三の一、八八四の一及びこれらの区域に隣接介在する水路である市有地の一部		三二〇の四から三二〇の八まで、三二一の一の二、三二二の三、三二二の四、三二二の三		甲八〇三、乙八〇三、八〇七、八一〇、八一三、八一四、八一四、甲八一五、乙八一五、八一六から八一八まで、八二〇、甲八二一、八二二から八二五まで、八三四の一、乙八六六、八七一、八七二、甲八七三、乙八七三、八七六、八七七及びこれらの区域に隣接介在する水路である市有地の一部	

<p>紅暮日谷</p>	<p>八九二の一、八九八の一、八九八の二、八九九の一、八九九の二、九〇〇、九〇一及びこれらの区域に介在する道路である市有地の一部</p>		<p>小麦谷</p>
<p>井谷山</p>	<p>八九五の一、八九六の一、八九六の四、八九七、九〇二から九〇四まで、九〇九の二、九一五、九二三の一、九二四、九二五、甲九二六、乙九二六、九二七から九三三まで、九三四の二、甲九三四の一、甲九三四の三、乙九三四、九三五から九三九まで、九四〇の一、九四一の一、九四四の一、九四五の一、九四五の二、九四八の一、九四八の二、九五〇から九五二まで及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である市有地の一部</p>	<p>九一七、甲九一八の一、甲九一八の二、乙九一八、甲九二〇の一、乙九二〇、甲九二一の一、甲九二一の二、九五九の一、九五九の二、甲九六〇、乙九六〇、九六一、九六二の二、甲九六二の一、乙九六二、九六三の一から九六三の三まで、九六四から九七〇まで、九七二の一、九七二の二、甲九七三、乙九七三、九七四の二、乙九七四、九七七、九七八、九七九の三、甲九七九の一、乙九七九、九八二、九八三の一、九八三の二、九八四、甲九八五、乙九八五、九八六の一、九八六の二、九八七から九八一まで、甲九九二、乙九九二、丙九九二、九九三、九九四及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である市有地の一部</p>	<p>一〇一九、一〇二〇、甲一〇二一、乙一〇二一、一〇二二の一、一〇二二の二、一〇二三の一、一〇二三の二、一〇二四の一から一〇二四の三まで、一〇二五の一から一〇二五の六まで、甲一〇二六の一、甲一〇二六の二、乙一〇二六、一〇二七の一から一〇二七の四まで、一〇二八から一〇三三まで及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である市有地の一部</p>
<p>岩滝山</p>	<p>野田山</p>	<p>岩滝山</p>	

五箇	大字	耕	
小麦谷	字		
九九九	地番	地部	一〇〇〇、甲一〇〇三、一〇〇四の二、一〇〇六の三、一〇〇九の二、一〇〇九の三、甲一〇〇一、乙一〇〇一、一〇〇一、一〇〇六の二、一〇〇七、一〇〇八及びこれらの区域に隣接する水路である市有地の一部
五箇	大字	耕地部	
紅暮日谷	字		野田山